人間ドックの費用を一部助成します

国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者の、生活習慣病予防と病気の早期発見のため、人間ドックを受診した方の費用を一部助成します。

対象（いずれにも該当する方）	国民健康保険加入者 ・令和7年4月1日から受診日まで継続して本市国民健康保険に加入し、年度末までに40歳以上になる方 ・前年度までの国民健康保険税を全額納付している世帯の方 ・令和7年度の特定健診を受診していない方 後期高齢者医療保険加入者 ・市内に住所があり後期高齢者医療保険に加入している方 ・申請日までに、納期限を迎える後期高齢者医療保険料を全額納付している方 ・令和7年度の住民健診を受診していない方
定員	・国保加入者　200人 ・後期加入者　25人
助成額	10,000円
申請方法	①医療機関で予約のうえ、人間ドックを受診してください。 ②受診後、下記を持参のうえ、市役所医療保険課または各支所で交付申請をしてください。 【申請に必要なもの】 ・令和7年度に受診した人間ドック結果表 ・マイナ保険証または資格確認書 ・振込口座がわかるもの ・特定健診受診券または高齢者健診受診券 ・領収書（後期加入者のみ）

申請・問 医療保険課 国保G　☎52-1111 内線165

家族介護慰労金の受付が始まります

在宅で重度要介護高齢者を介護している同居の家族に対して、その労をねぎらい家族の経済的負担を軽減するため「家族介護慰労金」を支給します。

該当する方は市役所長寿福祉課または各支所で申請手続きを行ってください（個人へのお知らせは行いませんので、ご注意ください）。

提出された申請書の内容を審査し、11月下旬までに結果通知のうえ、該当者へ慰労金を支給します。

主な支給要件	①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がない ②重度要介護高齢者が市民税非課税である ③病院への入院や施設への入所（短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む）の合計日数が、対象期間内で90日を超えていない ④被介護者が令和6年12月31日～令和7年6月30日までの6ヶ月間、要介護4～5または、同等の認定を受けている ⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有している
受付期間	7月1日（火）～7月31日（木）
基準日	令和7年6月30日（月）
慰労金の額	6万円または12万円 ※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

重度要介護高齢者とは

市内に住所を有し、基準日前6カ月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている方、またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方で、市民税が非課税である方

介護者とは

市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方

申請・問 長寿福祉課 高齢者支援G
☎52-1111 内線175

申請 山方支所　☎57-2111　美和支所　☎58-2111
緒川支所　☎56-2111　御前山支所　☎55-2111